

第6回 小田原市緑の基本計画改定懇談会

日時 平成28年3月23日(水) 午後3時00分から午後5時00分

場所 小田原市役所6階 602会議室

案件

(1) 協議事項

議題①. 緑の基本計画改訂版(原案)について

議題②. 今後の取り組みについて

議題③. その他

出席者(敬称略)

学識経験者

興水 肇、土屋志郎

関連行政機関

五十嵐敬 神奈川県県西土木事務所小田原土木センター道路都市課長(代理出席)

市職員

吉川太浩、内藤日出男

市民

川口博三、牧岡志津菜、井上典子、加藤尚子

その他市長が必要と認める者

八木量子

(懇談会構成員10名 随行者1名 傍聴者0名)

欠席者

櫻井泰行

事務局

柳川建設部長、若林建設部副部長、今井みどり公園課長、金子みどり公園課副課長、
松下みどり公園課公園係長、早坂みどり公園課公園係主査、草山みどり公園課公園係
主任、ランドブレイン株式会社3名

議事概要

議題①. 緑の基本計画改訂版（原案）について

議題②. 今後の取り組みについて

議題③. その他

（構成員A） 街区公園の周辺に住んでおり、その使われ方の様子を日々見ているが、老朽化した遊具についてだけでなく、公園の使い方に関するルールを決めることも盛り込むべきではないだろうか。十分な広さや設備のない公園で野球ボールやソフトボールを使うことで、隣接の住宅に被害が出ていることがある。児童を対象とした、公園の利用マナーや遊び方に関する講習会の開催を盛り込むとの話があったが、あくまで任意であり参加しないのではないだろうか。安心安全確保のためのルールづくりは、人的物的事故を防ぐために大切なことだと思う。野球ボールやソフトボールを使って遊ぶことのできる公園とそうでない公園を区別するべきであり、ネットなどの設備のない街区公園においては使用を禁止していただきたいと考える。

（事務局） 公園での遊び方については、啓発が必要である。また、近年は可動式ネットを用いてボール遊びができる公園を整備すべきという意見や、やわらかいボールを導入すべきという意見もある。公園の利用についてルールを定めたり、学校でルールをPRする場を設けたり、ルールを示した看板を設置したりと様々な手段を取りながら、規制だけではなく両立できるような策を探していきたいと思う。

また、迷惑のかかるボール遊びはやめましょうという表現で示している。

地域によって違いがあるため、地域と相談しながら個別に対応をさせていただきたいと思う。

公の場における、他の利用者に対する危険行為やマナー違反は、条例上禁止行為になっている。そのような行為があった場合は注意喚起から始まり、それが明らかに迷惑行為や危険行為であれば、条例上規制されることになり、地域によって様々な対応をさせていただいている現状があるため、自治会や学校と個別に相談しながら対応を決めていきたいと考えている。

（構成員A） なぜ、そもそも規制をすることができないのだろうか。実際に被害が出ているわけだから、市の管理責任で規制するべきではないかと感じる。

子どもは、それでも大丈夫と思うものである。ボール遊びをしてはいけないという判断を、子どもに委ねることはいかなものだろうか。

公園は憩いの場であり、子どもの健全な育成の場であるから、それを主眼に置いた上で必要な規制はするべきと思う。

私の地域では、自治会をあげて規制するべきだとして市に訴えています。市よりその訴えが却下され、看板の設置もされていないと聞いている。

(事務局) 再度確認をさせていただき、ご相談させていただきたいと思う。

(土屋副会長) 時代が変わってきて、行政に規制をしてほしくないという声もある一方で、近隣で被害が発生しているから規制するべきという声もあるように、行政には様々な意見が寄せられている。その中において、一般論としては、行政ではなく地域で話し合っただ自のローカルルールを定めていくことがよいとされている。条例で規制することは行政に委ねることになり、行政は事務的に処理するので、過度に介入されてしまい使い勝手が悪くなる可能性もある。

(構成員B) あまり厳格なルールを決めてしまうと、公園での遊びが減ってしまうと思う。例えば、樹木を整備して見通しをよくすることで、万が一事故が起きても見えやすくなり、事後の対応がしやすくなる。そのような環境づくりをして良い流れをつくっていくべきではないだろうか。

(土屋副会長) 十数年前に、藤沢市の箱型ブランコで死亡事故が発生したことがあった。その事例を県内市町村に通達したところ、箱型ブランコが一掃された。管理者としては事故さえ防げればよいと考え、次々と遊具を撤去していくこととなってしまう。公園は様々な可能性を秘めているのだから、利用者が一緒になって考えていくことが一番良いのではないだろうか。行政主導にすると、一切遊具がない公園となってしまう。

(構成員A) 様々なニーズに対応した公園をデザインすることが大切だと思う。野球やソフトボールの使用に対応できるような公園を設ければよいだけであって、街区公園は小さい子どもが遊び、お年寄りが憩うための場所である。

(土屋副会長) 公園の設置に関する標準が定められているが、現実としてその通りにすることは難しいものである。そのしわ寄せが街区公園に集中してしまい、過度に負担がかかっている状況がある。公園ごとに使い分けをしていくことが現実的な対応ではないだろうか。

(構成員A) その対応で被害を防げない地域もあるわけだから、それは学校での講習会等で対応することが求められると感じる。

(輿水会長) 理想論として、小さな公園で硬いボールでキャッチボールをすることが危ないと考えられない想像力の無さに問題があるのではないだろうか。一方で、高齢者のための健康遊具の設置が進んでいるが、それによって子どもが事故にあうという新しい事例も発生している。公園の数が少なく規模も小さいわけだから、新しい問題も発生する。皆で知恵を出し合っって上手に利用していくべきではないだろうか。

(構成員C) 実際に公園を利用する子どもが、想像力をはたらかせることは難しいと思う。大人でさえ、周辺の安全への配慮はしているものの、ゴルフ禁止の公園でゴルフの練習をしている人もいる。たとえ嫌がられても、看板を設置して禁止事項を守らせていくような形を取っていくべきではないだろうか。行政では全てを注意することはできないから、地域で声かけをしながら徹底していくしかない。とはいえ、子どもがボール遊びできないのはかわいそうだから、小学校のグラウンドを開放するなど地域で考えていく必要があるのではないかと考える。

(構成員B) 街区公園でのキャッチボールを禁止したいのではなく、野球やソフトボールのように硬いボールでキャッチボールすることが困る。そのような場所に適したボールであればかまわない。

(事務局) 子どもは、そのように適したボールを知らないことの方が多いと思われる。そのことの周知も必要だと考える。

(構成員D) 行政において、公園の面積に合わせた禁止事項に関する基準を定めた上で看板を立てるべきではないだろうか。

(事務局) 新しく公園を整備することが減っている。市内の街区公園でも、ある程度広さのあるものは区画整理事業で計画的にまちづくりをしたところであり、様々な地域に設置することが難しい状況がある。地域の皆さんとお話をさせていただきながら、これまでの課題を踏まえ、お互いが使いやすい公園となるようにしていきたいと思う。

(構成員A) 都市公園の再整備について、遊具の更新だけでなく、地元の話し合いによるルールづくりについても追記してもらいたい。

(事務局) それについては、(仮称)身近な公園リニューアル事業において、市民ニーズという文言で反映させていただいている。

(構成員A) リニューアルではなく、既存の公園における安全確保の話であり、遊具だけの話ではない。

(土屋副会長) この計画は緑の基本計画であり、公園の利用計画ではない。その中で、安全性の確保という言葉でその意図も包含している。これ以上、具体的に書いて全てを網羅することは難しいと感じる。その詳細の部分については、事務局も認識したところだろうから、今回の計画と分けて考えていただいた方がわかりやすいのではないだろうか。

(構成員A) 「遊具等の更新」という具体的なことが書かれているのだから、「遊具等の更新や使い方のルールづくり」としてもらった方がよいのではないかと思う。

また、市として、公園の使い方に関するルールは定めているのだろうか。

(土屋副会長) 「等」という言葉で、様々なものを包含していると解釈できる。少なくとも、ルールづくりや看板などの方法で進めていくという方向性は出ているのではないだろうか。

(事務局) 109 ページに、公園の利用に関するルールやマナーに関する記述をさせていただいていることから、意味としてその意図も含んでいるとご解釈いただきたく思う。

条例上の一律のルールについては、遊具を壊してはならない等のようなレベルのものとなる。それ以上に具体的に踏み込んだルールまでは定められていない。

(興水会長) 内容について、市民の方々に説明する機会はあるのだろうか。

(事務局) 緑の基本計画は、ホームページでの公表や各支所に概要版を置かせていただく形を考えている。市の出前講座のような取り組みもある。

この計画を全て読むのは難しいというご意見を受けて、インデックスページを作成した。これによって、見やすく使いやすいものにならないかと考えている。

(土屋副会長) 概要版について、行政計画であるからエッセンスの部分は致し方ないだろうが、行政用語ではなく、市民が関心をもてるような言葉遣いをしてはどうか。この計画だけで5年、10年と続けていくことは現実的に難しいだろうから、毎年の実績報告書の作成と協議会への報告を通して、その都度補正して積み重ねていく形がよいのではないかと思う。

(構成員B) 広報にも改訂されたことは掲載されるのだろうか。それをおもしろく、市民が興味をもてるような広報にしたらどうだろうか。

(土屋副会長) 禁止行為というのは、それを行うと条例に基づいて犯罪行為となってしまう。だからこそ、過度に行政に委ねるということは杓子定規的な対応をせざるを得なくなってしまうから、検討の必要があるのではないかと感じる。

(構成員A) 市には、公園の管理責任があるのだろうか。

(事務局) 管理責任はある。

(構成員A) それであれば、公園で重大事が発生しないようにルールづくりをきちんとしてほしい。せめて、学校にはルールの啓発活動はしておくべきではないだろうか。

(興水会長) とはいえ、公園のルールを看板に掲示する以前に社会的なルールがある。社会全体で子どもたちに教育するという形もある。それを看板と行政の規制に委ねるのかについては検討が必要ではないだろうか。子どもたちが自分で考えて気づけるようになるまで、社会全体として見守っていくべきではないかと感じる。

(構成員C) 進行管理については、PDCA サイクルやみどり公園協議会で進めていただきたい。他の事例も参考にした公園整備を通して、経済が循環するような形となるように期待している。

(土屋副会長) この計画は、マネジメントを主流にしている。国交省でも同様の流れがある。財政難であったり、人口減で一人当たりの公園面積が増加していったりと新しい時代へ入っていく段階である。公園を活用して利潤をあげて管理費を確保するといった取り組みもマネジメントである。様々な利用方法を考えていかなければならない時代となってきたと思う。

(興水会長) 本市らしい魅力ある動かし方を検討していただきたい。この計画を一つひとつ実行していく段階に入った。この計画については、ひとまずまとまったということで結論としたいと思う。

以上